

第7回社会保障審議会年金部会 議事録

平成14年7月19日

第7回 社会保障審議会 年金部会 議事録

日 時：平成14年7月19日（金） 10：00～12：30

場 所：霞が関ビル 東海大学校友会館「阿蘇の間」

出席委員：宮島部会長、神代部会長代理、井手委員、今井委員、大澤委員、岡本委員
翁委員、近藤委員、杉山委員、堀 委員、向山委員、山口委員、山崎委員
若杉委員、渡辺委員

○ 福井総務課長

定刻の若干前でございますけれども、各委員お揃いでございますので、ただいまより、第7回社会保障審議会年金部会を開催させていただきます。議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

議事次第の配付資料のところをご覧をいただきたいと思います。資料1は、前回各委員からお求めのありました資料でございます。資料2から資料12までは、恐縮ですがいちいち読み上げは省かさせていただきます。これらは、前回ご説明をさせていただきましたテーマにつきまして、各委員から寄せられました意見でございます。

それから、委員の出欠状況でございますが、本日は大山委員、矢野委員につきましてはご都合によりご欠席と伺っております。また、若杉委員は、遅れてご出席とのご連絡をいただいているところでございます。ご出席いただきました委員の皆様方が定足数三分の一を超えておりますので、会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、以後の進行につきまして、宮島部会長にお願いをいたします。

○ 宮島部会長

おはようございます。それでは、これから年金部会を開催いたしますが、既にご通知差し上げておりますように、前回、事務局から三つのテーマについての資料説明がございました。その際、委員の方々のから、主に資料に関する質疑をしていただきましたが、その後、今回このテーマについて、それぞれ委員の方からできるだけペーパーを用意していただきたい旨お願いしておきました。短期間でございましたけれども、今回ほとんどの委員の方から、かなり長いペーパーも出てまいりました。大変ありがとうございます。意図しておりました委員相互間といいますか、委員の方々のご議論は、私は今日ペーパーを拝見いたしますと、実質的に7割方は果たされたものと考えております。

前回、事務局の説明に対しまして、委員の皆様方から補充資料の提出要求がございまし

た。委員提出のペーパーについては、後ほど皆様方から若干説明をいただいて、その後で議論したいと思いますが、その前に、前回の部会の際に提出要求のありました補充資料のうち、今日事務局で用意されたものが若干ございますので、これについてごく簡単に説明していただければと思います。

○ 榮畑年金課長

年金課長でございます。資料1「委員要求資料」と書かれておりますものをご覧になっていただければと思います。これは前回（7月2日）の会議で、委員の皆様方からご要望がございましたもののうち、現在までのところ整理できたものを取りあえず提出させていただいたものでございます。簡潔にご説明させていただきます。

まず一枚おめくりいただきますと、「年金額の国際比較の試算」がでございます。前回の会議では、旧来の厚生白書ベースで年金額の国際比較を提出させていただいたところがございます。今日もお配りしておりますが、参考資料2-2「給付と負担について」の10ページで、アメリカ、イギリス、ドイツ、スウェーデン、日本それぞれについて、年金制度の水準の比較をしておりました。前回もご説明させていただきましたが、「国によって必要な加入年数等が異なることから、これを直ちに水準の比較と考えることは困難ではないか。なお、こちらでも考えさせていただきたい。」というお話をさせていただきました。したがって、もう一回検討させていただき、一定の仮定を置きまして、厚生労働省年金局で試算してみたのが資料1「委員要求資料」の1ページ以降でございます。

1ページをご覧になっていただきますと、今申しましたアメリカ以下の国につきまして、各国における平均的な賃金を有する労働者が公的年金制度に40年加入したとする場合の各国年金制度上の年金月額が平均的な賃金に対してどのようなパーセンテージになっているか。すなわち各国の所得代替率を厚生労働省年金局において試算したものでございます。

その下に書かれてございますが、いくつかのパターン、男性、女性の単身、ご夫婦で夫片稼ぎ世帯（妻は40年間専業主婦）、夫婦共稼ぎ世帯（先ほど言いました男、女のそれぞれがご夫婦になられたというケース）の四つのパターンにつき試算をさせていただきました。

また、いろんな試算の前提仮定は、1ページ以降に書いてございますから、後でご参考にしていただければと思います。

結論は4ページでございます。今申しましたように、男・女の単身と夫片稼ぎ、夫婦共稼ぎ、四つのパターンで整理しております。例えば男性単身のところをご覧になっていただきますと、中央にアメリカ、ドイツ、スウェーデン、イギリスの「全産業男子平均賃金月額」を書いてございます。それから、（注2）をご覧になっていただきますと、（その1

)、(その2)と、日本は賃金を書き分けてございますが、(その1)は一般労働者だけではなく、短時間労働者を含めたやや低い賃金の場合。(その2)は一般労働者のみのやや高い賃金の場合をそれぞれの統計調査からとってまいりまして、それを両書きしております。

そのような賃金をお持ちの方の40年加入の年金額をあわせて書かせていただきまして、賃金に対する年金額の割合、すなわち所得代替率を一番端に書いております。これをご覧になっていただきますと、アメリカで43%ぐらい。その他、43%、38%と続いて、日本の(その1)が37.5%、(その2)が35.7%。下の(注3)で書いてございますが、(その1)、(その2)の下の括弧書きは、月給ベースで計算した所得代替率でございます。

この中でいくつか特徴を申し上げますと、スウェーデン、ドイツは、男・女の単身でも、夫の片稼ぎや夫婦共稼ぎでも、所得代替率は変わりません。すなわち完全に所得比例しておりますから、給料が高くても低くても所得代替率は43%とか38%で不変です。

アメリカ、イギリス、日本は、二つ特徴がございます。一つは、公的年金制度の中で給付と負担に関しての所得再分配をしておりますから、給料が低い人ほど所得代替率が高くなっております。例えば、アメリカの場合、男性単身の所得代替率は43.3%ですが、隣にあります女性単身のように低い賃金の方の場合は47.1%になります。このように賃金が低くなると所得代替率が上がるといった、所得再分配の効果が出ているということでございます。

それから、日本でいう第3号被保険者に相当するような配偶者年金という仕組みをアメリカとイギリスは持っております。したがって、専業主婦がおられる場合は所得代替率が上がるという特徴がございます。例えばアメリカで片稼ぎ世帯の場合は、男性単身の場合の所得代替率が43%で、夫片稼ぎの場合は65%となっているように、配偶者年金分がつくことにより所得代替率が上がるといった構造的な特徴をアメリカ、イギリス、日本は持っているということが特徴かと思っております。

ただ、この試算自体がかなり一定の仮定を置いた試算ですから、この仮定自体について、これで良いのかどうかということを含めまして、なお検討させていただければと思っております。

次に5ページは「保険料及び年金給付の対象となる所得月額の上限及び下限の各国比較(被用者)」でございます。サラリーマンの保険料、年金給付について、上限があるのか、下限はどうか、という点についての各国比較をつけさせていただいておりますが、説明は省かせていただきます。

6ページは「スウェーデンの被保険者個人に対する年金予想受取額の通知の概要」です。

1999年改革で、こういった被保険者個人への通知が新たに制度化されたところでございまして、その概要を書かせていただいております。

7ページは「高齢単身世帯等の収入と支出に関する資料」ということで、前回のこの会議で、高齢者ご夫婦世帯の収入と支出の資料はいくつか出させていただきましたが、ご夫婦ではなく高齢者の単身世帯の収入・支出はどうかといったお話がございましたので、7ページ、8ページに資料をつけさせていただきました。8ページは高齢者の単身女性の収入と支出を書かせていただいております。特に収入、支出のグラフの間に厚生年金の老齢年金なり遺族年金なりの水準を参考までに書かせていただいておりますので、あわせてご参考にしていただければと思います。

それとも絡みますが、9ページは「高齢単独世帯における収入の状況（有業を含む）」、10ページは、収入の分布がどうなっているかを整理させていただきます。

11ページは、前回、提出させていただいた高齢者夫婦の収入と支出の現状の資料でございます。下の高齢者夫婦世帯の家計のグラフの右端に「非消費支出」がございますが、この内訳がどうなっているのかというお尋ねがございましたので、吹き出しのような形で、直接税、社会保険料等々の内訳を書かせていただいております。

その議論とも絡みますが、前回の会議で、所得代替率を計算する時に給料は社会保険料や税金を引いた額を使っているの、高齢者の公的年金受給額についても同様に社会保険料や税金を引いた額を使ったらどうかというお尋ねもございました。12ページの資料は、<前提>の欄に書いておりますが、このようなご夫婦が年金を受けておられるときに、社会保険料と税がどうかかるかをまとめたものです。一番下の箱の中に書いておりますが、賃金と年金のどちらも社会保険料と税を引いた可処分所得ベースにして対比させていただいたパーセンテージは、そこに書いておりますように約57.1%となるという計算例でございます。

13ページは、もう一つ違うやり方で試算しております。11ページで見ていただいたような現実の高齢者世帯の実支出の中から非消費支出の割合を出しまして、それを、先ほど申し上げたご夫婦の年金受給額から引いて所得代替率を計算しております。上から五つ目の括りですが、所得代替率は53.1%ということになります。まとめますと、このような二つのやり方でやってみて、前者の方法で57.1%、後者の方法で53.1%。これが年金や賃金から税と社会保険料を引いた後のベースで対比した所得代替率でございます。

14ページから17ページまでが「積立金規模の将来予測」ということで、厚生年金、国民年金それぞれについて国庫負担割合が1/3の場合と1/2の場合をつけさせていただきます。

ます。

それから、19、20ページは、予算額を計上している年度がありますが、19ページが厚生年金の過去5年間の歳入・歳出、20ページが国民年金の過去5年間の歳入・歳出というように、厚生年金と国民年金の各勘定の状況をつけさせていただいております。

21ページ以降35ページまでは、厚くなりますが、「わが国の企業年金等の現状」ということで、企業年金、個人年金についての概要をつけさせていただいております。中身の説明は、時間の関係上省略させていただきます。

とりあえず以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。前回の会議で追加資料なり補助資料の要求がございましたので、それをまとめていただきました。今見てすぐということは難しいかもしれませんが、ただいまの資料説明なり、中身についてご質問がありましたら、若干の時間を設けたいと思います。いかがでございましょうか。どうぞ、大澤委員。

○ 大澤委員

前回、女性高齢単身世帯のデータについてお願いいたしまして、今回用意していただき大変ありがとうございます。ただ、三種類くらいのデータが出ておりまして、まず男女別でない65歳以上の単身無職世帯が7ページに、60歳以上女性単身無職世帯が8ページにありまして、10ページには65歳以上の単独で有業も含む世帯の収入分布があります。ですから3系列のデータを出していただいているのですけれども、データ間に乖離があるのかなと思われま。つまり、7ページの月額「実収入計」というのが、男女込みで13万4,000円なのですけれども、一方で、女性だけで見ると、実収入が15万となっています。後者は60歳以上の統計で5歳のギャップがあるのでこうなるのかとも思うのですが、男女込みを女性だけにして、平均が上がるというのはよくわからない。

また、とりわけ、この8ページのデータと10ページのデータの間の乖離は大きいような気がします。つまり女性では、10ページのデータでは年収100万円台前半にあたる月8万円～12万円台を中心に収入が分布していると示されているのが、8ページでは平均収入が月15万円となっている。これは主としてデータの差によるのだと思いますけれども、どちらのデータで高齢単身女性の生活ぶりをイメージするかによってかなり違ってくるのかなという感じを受けました。これは質問というよりコメントでございます。私も勉強させていただきますけれども、引き続き高齢女性の単身世帯の生活状況については調べていくことが必要なかと思っております。

○ 神代部会長代理

4 ページですが、日本のデータで、(注2)に毎勤(毎月勤労統計)を使っていると書いてありますが、これは30人以上ですか、5人以上ですか。

○ 榮畑年金課長

5人以上です。

○ 近藤委員

19ページの厚年の特別会計ですが、14年度予算の時に、農林共済から来る金額は概算でいくらぐらいでしたか。

○ 榮畑年金課長

1兆6,000億でございます。

○ 宮島部会長

他にございますでしょうか。

こういう資料が出てくるたびに、書いたものを見ればいろいろお聞きしたい点なども出てくるとは思いますが、一応この資料に関する質疑はこれで終わりにさせていただきまして、本日の主たる議題であります「年金の体系」、「負担と給付の関係」、「少子化対策等」に関する委員のご意見を伺い、それぞれ少しご議論をしていただきたいと思いますということになります。

お手元にごございますように、ほとんどの委員から資料をお出しいただきまして、お一人5分ほどご説明いただいても1時間をゆうに超すのではないかと考えております。また、説明は5分を目途にお願いしたいとは思いますが、我々はペーパーを読みながらお聞きすることになりますので、その中で特に重点的にお話ししたい点にご配慮いただいてご説明いただければありがたいと思っております。

なお、今日の議事進行をおよそ申し上げますと、一通り皆様方からこの資料に基づきましてご説明いただいた後、若干の休憩時間を設けます。その際に、委員の方々におかれましては、必要があれば他の委員の方のご意見をご自分のと照らし合わせまして、その後の質疑の論点を整理していただくということをお願いしたいと思います。残りの時間で、私の方で論点をいくつかグルーピングした上で、こういう点でご議論していただきたいということを申し上げたいと思っております。

アイウエオ順というのは決まって渡辺委員が一番最後で井手委員が一番最初となり大変申し訳なく、また、いつもそうだというのはどうかと思いますが、逆回りにするとまた面倒ですので、次回はこの逆回りにしたいと思っておりますが、今回はアイウエオ順ということで、

複数出された方もいらっしゃると思いますが、井手委員、大澤委員、岡本委員、翁委員、神代委員、近藤委員、杉山委員、堀委員、向山委員、山崎委員、渡辺委員、そういう順番で提出された資料のご説明をいただきたいと思います。一応5分ということ念頭に置かれ、ご説明いただければありがたいと思います。早速、井手委員からよろしく願いいたします。

○ 井手委員

それでは、企業の中で勤務を継続してきた立場から、特に今回の論点の中で、「年金制度と少子化というテーマ」がございましたので、年金の支え手としての女性の雇用者と少子化対策の関連ということで少しコメントさせていただきたいと思います。最後の方に、若干年金体系についての論点にも触れさせていただいております。図表と照らし合わせながらご覧いただきたいと思うのですけれども、図表がコピーの拡大と縮小を繰り返した結果、大変見づらいものになっておりました、恐縮でございますが、原点はほとんどが「女性と年金検討会」の中の報告書からとっておりますのと、最後の「女性の生涯の可処分所得」というものは、男女共同参画会議の影響調査専門調査会の中間報告からとった図表でございますので、見づらい点については、そちらの資料をご確認いただければと思います。

まず、最初のところに書いてございます「働く女性は増えたが、年金の支え手は同様には増えていない現状」というところでございます。これにつきましては、いくつかのデータの中で、女性の雇用者が増えているとか、雇用者における女性の比率が約40%くらいにまでなったとか、平均勤続年数も伸びているということで、非常に女性の社会進出というものが進展しているということが言われているところでございます。そのあたりは、図-1と図-2に書かれているところでございますけれども、さらに図-3の「女性の年齢階級別雇用者比率の推移」という、よく出てまいりますM字型カーブというものでございますが、これにつきましても、平成元年と11年の女性の雇用者の対人口に対する比率の比較をいたしますと、やはりM字型のカーブにはなっているものの、M字の谷が浅くなっている。つまり、点線の部分が平成元年で、実線の部分が平成11年ということでございますから、M字が多少浅くなっているということで、日本特有のM字型カーブについてもややなだらかに近づいているのではないかというようなことが言われているところだと思います。しかしながら、これが本当に企業の中で、就職して、結婚、出産を経て、就業を継続している女性が増えているのかということになりますと、これは私自身の周囲を見ましても、そういう人は増えつつはございますけれども、就業を継続できていないケースも大変多いのではないかと思います。

下の図-4のグラフですが、「年齢階級別未婚率の推移」ということで、これは1990年と

2000年ですから、平成2年と平成12年の比較ということになりますので、若干上のグラフとタイミングはずれますけれども、20代後半、30代前半の女性の未婚率が上がっておりまして、M字型を押し上げている一つの原因は、この未婚率の上昇もあるのではないかとこの点を示しております。

それから、次のページの図-5、「末子の年齢階級別母の就業状態」というものの中で、非農林業雇用者・週35時間以上勤務の、いわゆるフルタイムで雇用されている人につきましては、3歳以下の末子を持つ方で、働いている人の割合は、平成2年と平成12年と比べましても大して変わらない。むしろ若干減っているという形が出ておりまして、企業に就業しながら子育てを両立するということは、10年前と比べて余り変わっていないのではないかとこの状況が感じられるところでございます。

もう一度、5ページの図-3のM字型のグラフに戻っていただきますと、前回、大澤委員から、お供え餅から凸レンズ型へというお話がございましたけれども、平成元年と平成11年のこの中の厚生年金の被保険者比率は、下の方の二本のグラフでございますけれども、これを見ますと、雇用者が増えた割には大して厚生年金の被保険者が増えておりません。このことが、働く女性は増えているけれども年金の支え手である厚生年金の被保険者が増えているわけではないということをお知らせしているのではないかと思います。

結果として、分母・分子に当たるものが、7ページの図-6、「雇用者に対する第2被保険者の割合の推移」ですが、昭和61年度から平成11年度にかけて、むしろ第2号被保険者の割合は低下していることがあらわれていると思います。

それでは、支え手を増やすということで、女性の雇用者が年金の支え手となるためにはどうすれば良いかということでございますけれども、一つは企業内で就業を継続できる環境を整えるということが非常に重要ではないかと思います。就業環境というものがどうなっているかということの前に、仕事の内容自体は、改正均等法とか改正労基法のもとで、男性と同等の仕事と収入を得ている女性は増えておりますけれども、そのことが仕事の難易度や責任も高めておりまして、長時間労働とか休日出勤といったような、家事や育児と両立することが困難な状況を同時に引き起こしているという実態もございます。自分一人だけでも精一杯で、この上、子どもを育てながら働くということは大変きついであろうとか、職場で就業を継続している人たちが保育園の送り迎えなどに苦労している実態を見て、私にはとてもできないとか考えて、仕事を断念して退職するというケースも身近に見ております。

そうした中で、今回、年金制度の中で、子育て期間中の保険料負担を減免するとか、給

付の上積みといった年金制度で少子化の対策をするという考え方が論点として挙がっておりますけれども、私の実感としましては、そうしたことよりも子育てと就業が両立し得る就業環境を整えることの方がより重要であると感じております。といいますのは、現在の所得を失うことなく子育てをすることが、現在の年金の支え手である女性の被保険者を維持しながら、将来の支え手である子どもが生まれるような環境をつくることに最も効果的につながると思うからでございます。

企業において努力しなければならないこともたくさんございます。短時間勤務制度とかフレックスタイムといったような時間上の配慮ですとか、情報・通信インフラの整備で在宅勤務とかサテライトオフィスといったような環境がかなり整ってまいりましたが、企業でそのような努力をすると同時に、保育サービスのようなものについても質の高いもので、なおかつ多様なものが出てくる必要があろうかと思っております。

ちょうど昨日の日経新聞の夕刊で、保育サービスの運営に企業の参入がなかなか進まないというような記事が出ておりましたけれども、M字型が他の先進国並みに平らになった場合には待機児童が現在3万人と言われていたようですが、それが数十万人規模になるといような想定があるようでございます。働き続けられるためには、そうした保育サービスの整備といったものが不可欠であろうと思っております。そうしたことで、仕事を続けながら子育てを先輩の女性が生き生きと行っているのを見ることで、就業しながら出産しようという意欲も沸くだろうと考えられます。

もう一点、「就業中断後、家計を支えうる仕事への再就職」というものでございますけれども、当然いろいろな工夫があったとしても、就業を中断せざるを得ないケースは出てくると思っております。そうしたときに、どうしても踏み込めないのは、最後の図-7にございます「女性の生涯の可処分所得」を見た場合に、ここで一旦辞めてしまうと、それまで頑張ってきたのに時給いくらといったパートタイマーの職にしか就けないのではないかと、という不安が出産をためらわせることが一番大きな原因であろうと思っております。

これにつきましては、希望的観測となってしまうのですが、年功賃金から業績主義に行く過程で、中途採用で一定以上の収入を得られるような仕事への再就職が可能になるのではないかと見ております。今朝の朝日新聞に、結婚や出産などで退職する社員が希望すれば、職務能力の認定書を発行して再雇用されやすくする人事制度を発足させるというダイエーさんの記事が出ておりました。これまでは出産で退職した女性社員がパートタイマーに戻るケースが多くて、一番下の等級からやり直す必要があったということですが、こうしたことが一般的になってくれば、辞めてしまったらば、パートタイマーでの就職し

かないというようなことにはならないという意味で、就業中断せざるを得ない場合でも出産に対してのたらいがなくなるのではないかと考えています。

最後に、「多様なワークスタイルへの対応」ということですが、これについては、出産・育児ということで女性だけが多様なワークスタイルを行うのではなくて、男性につきましても、サラリーマングループや自営業者グループのどちらかに一生居続けるというような方はこれから減ってくるのではないかと思います。情報・通信インフラの話でも先ほど申し上げましたが、在宅勤務で裁量労働が進んできますと、何も企業に雇用されているという必要を感じずに、自分がいろいろな企業と契約をして個人事業主として同じような仕事をする男性も今後増えてくるのではないかと考えています。そうなりますと、その方は2号から1号、またその配偶者の方は3号から1号という形になるわけで、流動化が企業間だけではなくて、サラリーマングループと自営業者グループとの間でもかなり頻繁に出てくるのではないかと考えています。

そうしたときには、仕事の内容ではなくて、むしろ、立場によって自分が何号か決まることになってくるわけで、基礎年金の部分での負担と給付の問題で言いますと、その負担が定率であったり定額であったり、あるいは負担がないというような状態が仕事の実態とは関わりなく起きてくるということに関して納得が得られないのではないかと考えています。その過程で空洞化も一層進む可能性もあるとしますと、基礎年金の財源も今のままの形でいくのは制度としては非常に難しいのではないかと考えています。税方式への転換というものを開始するというのも、確実な基礎年金の財源という意味では有効であるのではないかと考えています。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、次、大澤委員、二本ございますがまとめてお願いいたします。

○ 大澤委員

二本出しましたが、5分でやります。

まず資料3-1ですけれども、1行目に「収入の4分の1が天引きされる」と書いてあるのは、本人負担分という意味で言えば8分の1ですので、ここは労使をあわせた保険料率が25%近くになるという意味でございます。

見ていただきたいのはこの図ですが、今、井手さんがおっしゃったこととほとんど重なります。2号も空洞化が顕わになっているということです。この図の縦軸は「女性出現度」という指標なのですが、要するに相対的な女性比率のことです。いろいろなジャンル